



一般社団法人 日本地下鉄協会

地下鉄短信 (第267号) 平成28年12月11日発行

編集 (一社)日本地下鉄協会 責任者 向田正博

電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187



記事 ○「平成29年度税制改正大綱」(与党)に係る税制改正措置の状況

○「平成29年度税制改正大綱」(与党)に係る税制改正措置の状況について

去る12月8日に、「平成29年度税制改正大綱」(自由民主党、公明党)が公表されました。鉄道事業等に係る税制改正での措置状況は、別紙のとおりです。

別紙参照



「プラットフォーム事故0(ゼロ)運動」

(注) 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先: mukaida@jametro.or.jp

平成 29 年度鉄道事業等に係る税制改正措置の状況

((一社)日本地下鉄協会調べ) 平成 28 年 12 月 9 日現在

事 項	税制改正大綱での措置状況	備 考
(1)新規製造車両に係る特例措置の期限の延長(固定資産税) (課税標準 5 年間 大手 2/3 地方 3/5)		・ 鉄道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象車両に係る環境要件を見直した上、その適用期限を 2 年延長する。
(2)都市鉄道利便増進事業により取得した施設に係る特例措置の 期限の延長 (固定資産税・都市計画税) (課税標準 5 年間 2/3 に軽減等)		・ 都市鉄道利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設に対して次の措置を講ずる。 ① 鉄道軌道事業者又は一定の第 3 セクター若しくは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を 2 年延長する。 ② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得する線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。
(3)首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震補強工事により 取得した鉄道施設に係る特例措置の期限の延長(1 年) (固定資産税) (課税標準 5 年間 2/3 に軽減等)		・ 鉄道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
(4)地方鉄道事業者が補助を受けて取得した安全性向上設備に係 る特例措置の期限の延長(2 年) (固定資産税) (課税標準 5 年間 1/3 に軽減等)		・ 鉄道軌道者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象に係る補助金の範囲を拡充した上、その適用期限を 2 年延長する。
(5)低床型車両の取得に係る特例措置の期限の延長(2 年) (固定資産税) (課税標準 5 年間 1/3 に軽減等)		・ 鉄道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を 2 年延長する。
(6)鉄道事業に供する経由に課される地球温暖化対策のための税 の還付措置の期限の延長(3 年) (地球温暖化対策税) (地球温暖化対策のための税の還付措置)		・ 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を 3 年延長する。
(7)低床型車両の取得に係る特例措置の期限の延長 (自動車取得税)		① 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。

- ② 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー(新車に限る。)に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。
- ③ 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例について、次のとおり、その適用期限を2年延長する。
- (a) 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置(横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置をいう。(b)及び(c)において同じ。)又は衝突被害軽減制御装置(衝突に対する安全性の向上を図るための装置をいう。(b)及び(c)において同じ。)を装備したものに係る自動車取得税について、当該自動車(新車に限る。)の取得が平成31年3月31日(車両総重量が8tを超え20t以下のトラック(トラクター及びトレイラーを除く。(a)から(c)までにおいて同じ。)にあつては、平成30年10月31日)までの間に行われたときに限り、その取得価額から525万円を控除する。
- イ 車両総重量が5tを超え12t以下のバス等(専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの(立席を有するものを除く。)をいう。(c)において同じ。)
- ロ (略)
- (b) (略)
- (c) 次に掲げる自動車で車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれか一方の装置(車両総重量が5t以下のバス等にあつては、衝突被害軽減制御装置)を装備したものに係る自動車取得税について、当該自動車(新車に限る。)の取得が平成31年3月31日(車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては、平成30年10月31日)までの間に行われたときに限り、その取得価額から350万円を控除する。
- イ 車両総重量が12t以下のバス等
- ロ (略)
- ④ 被災代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を2年延長する。